

令和4年6月8日

ふれあいのまちづくり事業

地域で支えあうまちづくりをめざして



担当：企画調整局参画推進課

078-322-0319

1. ふれあいのまちづくりとは

- すべての市民が地域社会のあたたかいふれあいの中で、快適な日常生活を送ることができるまちづくり。
- 地域の各種団体が連携し、地域の福祉ニーズを把握し、地域の実情に沿った福祉・交流活動を行う。



(ふれあいのまちづくり事業の経緯)

- ・ 昭和44年6月 神戸市立老人いこいの家条例制定
- ・ 昭和52年1月 神戸市民の福祉をまもる条例
- ・ 昭和60年4月 しあわせのまちづくり事業モデル実施
- ・ 昭和61年5月 高倉台・桃山台地域福祉センター開設
- ・ 平成 2年3月 神戸市ふれあいのまちづくり条例制定

【神戸市ふれあいのまちづくり条例抜粋】

(定義)

第2条 この条例において「ふれあいのまちづくり事業」とは、すべての市民が地域社会のふれあいの中で日常生活を送ることができるよう、市、事業者及び市民が協力して、地域福祉の向上を目指し、各種の福祉活動、交流活動等を展開することをいう。

⇒神戸市全体で事業を進めています

2. ふれあいのまちづくり協議会について

- 地域福祉センターを管理運営し，地域の福祉活動や交流活動に自主的に取り組む地域住民組織
- 構成団体
 - － 自治会，婦人会，民生委員児童委員協議会，老人クラブ，子ども会，青少年育成協議会，PTA，ボランティアグループ など
(構成はそれぞれの協議会によって様々です)

3. ふれあいのまちづくり協議会の役割

① 地域福祉センターの管理運営

(鍵の管理、利用申込の受付・利用調整、簡単な補修、
光熱水費の支払い、日常清掃 など)

② 地域の実情に応じた福祉活動や交流活動

高齢者が中心に参加するふれあいサロンや
子育て世代が仲間づくりを行う子育てサークルなど

4. 地域福祉センターについて

- ふれあいのまちづくり協議会等による地域活動の拠点となる施設。
- 概ね小学校区ごとに設置：灘区には15か所。
(令和4年4月現在：全市では163小学校区に194カ所設置)



灘地域福祉センター



稗田地域福祉センター



鶴甲地域福祉センター

4. 地域福祉センターについて

【施設の概要】 延床面積 250㎡程度

（ 地域福祉活動コーナー
調理コーナー、会議室など ）

【管理者】 ふれあいのまちづくり協議会(指定管理)

【年間利用者数】1施設あたり（R2年度）

灘区 3,215人（R3年度速報値は3,890人）

全市 3,258人

※令和元年度の灘区は8,321人（全市：7,940人）

4. 地域福祉センターについて

【開館時間】

平日9時～17時が基本ですが、施設ごとに異なります。

【利用できる人】 制限はありません。

【利用制限】

- 個人的な専用利用（冠婚葬祭等）、営利目的の利用（習い事など）、宗教活動や政治活動のための利用、単なる飲食目的での利用、暴力団活動の利用はできません。
- 地域福祉センター内は禁酒禁煙です。

それぞれのふれあいのまちづくり協議会において「地域福祉センター利用規程」を定めています。

5. ふれあいのまちづくり協議会の活動

・地域福祉活動

- ◆健康講座・福祉講座
- ◆地域ボランティアの発掘
- ◆地域デイサービス・リハビリ
- ◆家事援助・外出サービス
- ◆ひとりぐらし高齢者料理教室



音楽療法



高齢者料理教室



ダンベル体操



デイサービス

5. ふれあいのまちづくり協議会の活動

・ 交流活動

- ◆ 世代間交流、障害者・福祉施設との交流
- ◆ ふれあいサロン（喫茶）
- ◆ 子育てサークルづくり
- ◆ ふれあい給食



世代間交流(餅つき)



ふれあいサロン



子育てサークルづくり



ふれあい給食会

5. ふれあいのまちづくり協議会の活動

・その他の活動

- ◆協議会ニュースの発行・ホームページの開設
- ◆各団体の会合（自治会・婦人会・民児協など）
- ◆防犯・防災活動
- ◆エコタウン活動



消火訓練



地域一斉クリーン作戦

7. ふれまち助成の対象となる活動

ふれあいのまちづくり助成金交付要綱に基づくメニュー

- ◆ 地域福祉活動メニュー（別表第1・第2・第9関係）
- ◆ 防災福祉メニュー（別表第3関係）
- ◆ エコタウンメニュー（別表第4関係）
- ◆ 市民花壇メニュー（別表第5関係）
- ◆ 市民公園メニュー（別表第6関係）
- ◆ まちの美緑花ボランティアメニュー（別表第7関係）
- ◆ こどもの居場所づくりメニュー（別表第8関係）

7. ふれまち助成の対象となる活動

地域福祉活動メニュー

人にやさしいまちづくりを
進める事業

高齢者のくらしを
支える事業

地域で子育てを支える事業

サテライト実施

防火管理者の設置

灘区独自メニュー

その他提案型活動

7. ふれまち助成の対象となる活動

防災福祉
メニュー

防災福祉コミュニティ運営活動

エコタウン
メニュー

広報活動

提案型環境活動

市民花壇
メニュー

市民花壇育成管理活動

市民公園
メニュー

市民公園にかかる管理運営費用

市民の木等にかかる
管理運営費用

まちの美緑花
ボランティア
メニュー

都市公園等にかかる
ボランティア活動費用

こどもの
居場所づくり
メニュー

こどもの居場所づくり事業
〔食事提供・学習支援〕

8. ふれあいのまちづくり協議会への 活動支援について

- ・ 区役所職員・地域活動推進員
 - ・・・地域福祉センターの巡回, 相談・支援
- ・ ふれあいのまちづくり助成
 - ・・・活動経費の一部を助成
- ・ ふれまち研修会の開催 など

9. ふれまち協・地域福祉センターの課題

◆少子高齢化・単身世帯の増加（孤独・孤立）



◆活動の担い手の不足・利用者の固定化

（加えて）

◆コロナへの対応を優先とすべく予算が削減傾向

◆地域福祉センターの老朽化

10. ふれあいのまちづくり事業のこれから

- 地域での顔の見える関係づくりにより、互いに支えあい、見守るためには、地域の皆さんの力が必要と考えています。
- そのためには地域福祉センターを拠点として、より多くの方に利用していただけるように工夫していただきますようお願いいたします。
- また、個人への過度な負担を防ぐためには、できるだけ多くの人にかかわってもらうことが必要です。そのために、センターの利用者層の拡大やふれまちな活動を地域に知っていただくことは重要です。



ご清聴ありがとうございました
今後ともお困りの際は
身近な区役所まちづくり課にご相談ください
本庁と区役所で連携して
対応してまいります

